

O-6-24

児童虐待防止の取り組み～MSW介入症例より～

姫路赤十字病院 地域医療連携課

○^{かわなみ のりこ}河南 孝子、前田 智成、田口かよ子

【はじめに】姫路赤十字病院は地域における小児医療の中核病院として虐待を疑わせる症例の受診も多く、医療機関として児童虐待の予防に取り組んできた。本研究の目的は、児童虐待に関わる医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）の介入症例から、当院における児童虐待予防に関わる取組みの成果と課題、MSWが担う役割意義、可能性について明らかにすることである。

【方法】平成24年4月～平成30年3月末において、児童虐待疑いであることを理由にMSWが介入した症例を集計した。

【結果】児童虐待関係のMSW介入件数（括弧は、内児童相談所への通件数）は、平成24年度9件（1件）、平成25年度は8件（4件）、平成26年度は6件（4件）、平成27年度は6件（2件）、平成28年度11件（6件）、平成29年度35件（8件）であり、特に、平成29年度はMSW介入件数が大きく増加し、通告が必要な症例以外の支援件数が増えた。虐待の種類は、ネグレクト30名、身体的虐待21名、ネグレクトと身体的虐待の複合20名、心理的虐待3名、性的虐待1名であった。

【考察】MSWの介入件数の増加は、組織が虐待予防に意識的に取り組んでいることを示している。虐待防止委員会においてもMSWは中心的メンバーとなり、平成29年度は院内マニュアルを見直しと併せて、組織の体制づくりと実践レベルが合致してきたと言える。今後の課題としては、適宜マニュアルを見直し、組織的な虐待予防のリスクアセスメントの精度を高める体制の構築が必要である。また、県内における小児中核病院間の専門性の共有や情報交換も課題といえる。さらに、虐待予防には児童相談所や保健所等の行政機関や警察、救急隊、弁護士といった広範囲の専門職との密な連携システムが求められており、虐待予防の地域づくりへのMSWの幅広い実践が求められている。

O-6-26

多機関多職種連携による性暴力被害者支援を考える—倫理的配慮の重要性から—

名古屋第二赤十字病院 性暴力救援センター日赤なごやなごみ¹⁾、看護部²⁾、総合内科³⁾

○^{さかもと りえ}坂本 理恵¹⁾、小瀬裕美子²⁾、江口 美智²⁾、片岡笑美子¹⁾、野口 善令³⁾

1はじめに 性暴力救援センターは、24時間365日対応が可能な病院拠点型ワンストップ支援センターとして開設、多機関多職種と連携して支援を行なっている。個人情報等の守秘義務と被害者保護、各機関の役割と価値観の違い等から倫理的ジレンマを感じることも多い。

2方法 開設2年半の経過から、本人の意思の尊重により情報共有と支援に困難さのあった事例を法的根拠と臨床倫理の視点から振り返ることで課題を明らかにする。

3事例 児童の場合は児童虐待防止法により、守秘義務違反に該当しない「通告」があるも、その他の虐待や暴力については、生命または身体に重大な危険がある場合を除き、「通報」は努力義務である。事例1はDVによるケガで受診。身体の危険があるも、「彼は悪くない」と強い訴えから、通報や被害者保護ができず、非常にジレンマを感じた。事例2は監護者からの強制性交、本人の意思を尊重し一旦帰宅させ、警察へ相談した。再被害予防の観点から、自宅へ戻したことを問題視され、すぐに保護と捜査が始まった。警察の立ち位置を強く理解する経験となった。

4考察 1被害者の保護を考えた時、通報は守秘義務違反に当たらずとも、本人の意思尊重が重要なため支援はとも難しく、被害者の多くは、自己肯定感の低下と認知の歪みで、自分を守れない脆さがある。尊厳を守るために心理支援は重要である。2多機関多職種それぞれの役割やアプローチから、時に対立が生じる。そこで臨床倫理の考え方を活かし、本人の最善の利益のための共通理解と方針検討のプロセスは有効である。3個人情報保護には、専門職支援チームとしての活動が重要であり、引き続き、警察・検察・児童相談所・弁護士・役所等と連携会議を開催し実践を重ねたい。

O-6-28

新病院移転より1年が過ぎて「PDCAは回せたか」

さいたま赤十字病院 救急病棟

○^{なかじま あきこ}中島 明子

【はじめに】当院は2017年1月1日新病院移転後、3次医療機関として高度救命救急センターの機能をさらに拡大し1年が経過した。救急病棟の増床に伴う看護師増員の中、救急病棟の基盤づくり・機能充実を目指し、PDCAを実践した活動について報告する。【PDCA活動の実績】「医療安全」スタッフの安全・リスク意識を高め、アセスメント能力向上を目標に、5R・5S・Wチェックの定着・業務安全管理を計画し、毎朝の呼称トレーニング・医療安全カンファレンス・KYTを実施。3b以上のインシデントには診療科部長も参加し、安全対策強化を図るなどして再発防止に努めた。【感染対策】感染症予防に対する意識向上を目標に、手指消毒剤携帯率と使用量の向上・個人防護具・ゴミ分別について周知徹底するようにした。しかし、手指消毒剤使用率が低下し感染者数が増加したため、手指消毒剤携帯と使用に対する呼びかけを師長・係長が毎朝1人1人定着に努めた。【人材育成】救急看護が実践できる看護師育成を目標に、デイバーナイフを用いたOJT教育体制を定着させ、小チームによる教育実践に取り組んだ。またアセスメントの向上を目指し、緊急入院対応・急変時対応・キラシップの勉強会を実施。【減災】日常的に減災を意識し、療養環境の物品管理に5S活動を推進し、習慣化に取り組んだ。また、災害時の緊急連絡網訓練やアクションカード携帯呼びかけ・机上シミュレーションを行い災害発生時の状況に対処するための知識と行動を結びつけた。【今後の課題】移転後1年で確立した救急病棟の看護を「検証・修正し、効率性を向上」できるように更にPDCAを回し、救急病棟の看護の質の向上・リーダーシップが発揮できる救急看護師の育成・医療安全対策の強化を図り、さらにアセスメント能力を高める・感染対策を強化・5S活動の継続と習慣化による減災の課題に取り組むたいと考える。

O-6-25

刑法改正に伴う男性性暴力被害者に対する各科連携対応についての考察

名古屋第二赤十字病院 泌尿器科¹⁾、名古屋第二赤十字病院 性暴力救援センター日赤なごや なごみ²⁾、名古屋第二赤十字病院 産婦人科³⁾、名古屋第二赤十字病院 小児科⁴⁾

○^{やまだ ひろし}山田 浩史¹⁾、坂本 理恵²⁾、片岡笑美子²⁾、加藤 紀子³⁾、石井 睦夫⁴⁾

当院は、性暴力被害者支援活動の一環として2016年1月に性暴力救援センター日赤なごやなごみを立ち上げ、活動をしてきた。しかし対象は主に女性であった。2017年6月、110年ぶりに刑法の性犯罪規定を厳罰化するための刑法改正案が可決、公布された。改正前の強制性交等罪及び準強姦罪は姦淫（陰性交）のみが成立要件とされており、陰茎の口や肛門への挿入は、強制わいせつ及び準強制わいせつの罪とされ、男性は強制性交等罪の適応外であった。しかし今回の改正で強制性交罪、準強制性交罪と名称を変更、男性も対象となった。現在、男性被害者に対応するため検体採取および保存に関するマニュアルを作成している。検体は、肛門周囲及び肛門内より採取し保存。また、肛門鏡による肛門裂傷の観察及び記録。体表観察後、撮影など証拠保全を行う。そのため、出来るだけ被害直後の診察が必要となる。また、性感染症などの検査項目及び公費の適応範囲は決まっていない。精神的及び身体的フォローを必要とし、複数科でチームを組み運営する方針である。2016年1月5日～2017年12月31日の当院への電話被害者相談は、実質352例であり、うち男性からの電話相談は28例（年齢内訳は10代4件 20代4件 30代6件 40代1件 50代2件 60代1件 不明10件）であった。被害が日常的1件 72時間以内の連絡が1件 1-2週間以内 6件 1カ月以内 2件 1年前 2件 数年前以上 7件 不明が11件であった。刑法改正後、実際に来院されたのは4例であり、うち2例に面談、診察を行なうに至った。現在の問題点、今後の各科連携の展望及び公的機関への働きかけにつき考察する。

O-6-27

老人クラブとともに行った「意思表示帳」の共同制作事業

原町赤十字病院 外科¹⁾、原町赤十字病院 看護部²⁾、原町赤十字病院 事務部³⁾

○^{うちだ のぶゆき}内田 信之¹⁾、剣持 美²⁾、狩野 道子²⁾、大木 美穂²⁾、丸橋 徹³⁾、村田 耕平³⁾、奥木 昭行³⁾

【背景】最近では、日本のいたるところで「意思表示帳」や「エンディングノート」などが作成されている。しかしこれらの多くは医療者視点、あるいは行政関係者の視点で作成されていると思われる。私たちがこれまでに独自の「意思表示帳」を作成してきたが、これも主に医療者視点によるものであった。【目的】今回私たちは、地元の老人クラブ連合会の方々とともに「私の意思表示帳」を共同制作する貴重な機会を得た。老人クラブの会員と医療者が共同で「意思表示帳」を作成することは本邦では決して多いことではないと思われたため、今回の私たちの活動について報告する。【方法および結果】1「意思表示帳委員会」の開催：吾妻郡老人クラブ連合会の理事の方々と、吾妻保健福祉事務所長など行政関係者らとともに吾妻意思表示帳委員会を設立し、計12回の会議を開催した。2「意思表示帳」に関する研修会の開催：群馬県吾妻郡内の6町村の老人クラブ連合会の定期集会などを利用して、計9回の研修会を開催した。研修会参加者は延べ522名であった。3「私の意思表示帳 第4版」の制作：アドバンス・ケア・プランニングの考えをもとに作成した第3版を基に、老人クラブの方々の意見を最大限尊重し制作した。【考察および結語】私たちは誰でも年を重ねる老人になっていく。同時に医療は常に進歩していく。そして地域社会も日々変化していく。その時の地域社会の状況、医療情勢などを勘案しつつ、老人クラブの方々と医療者が協力して「意思表示帳」を制作することは、人口減少が続く地域社会の医療や、地域包括ケア構築を考える上で極めて意義のあることと確信しており、今回の私たちの試みが全国の日赤に広がることを望んでいる。

O-6-29

新病院移転事業における取り組み

前橋赤十字病院 情報システム課

○^{なかがわさ むみ}中川紗由弥、浅野 太一、河野 泰雄、市根井栄治

【はじめに】当院は今年の6月1日に新病院へ移転し、無事開院を迎えることが出来ました。新病院の稼働を円滑に迎えるための当院の取り組みを報告します。

【方法】移転事業の主な流れ（スケジュール）を報告します。まず、移転のための事前準備として、電子カルテ等システム停止期間中のマニュアル作成や、入院患者移送リハーサル・病院運用リハーサル等の実施、新規導入システム操作研修の実施、既存システムや電子カルテ用端末（パソコン、プリンタ、周辺機器類）の移設計画立案を行いました。次に、移転実施は、2日間（5月30日休診～6月1日開院・入院患者移送）で行われ、電子カルテ等システム停止、サーバー既存システム・電子カルテ用端末（パソコン、プリンタ、周辺機器類）の移設・導入、移設後システム動作確認を2日間完了するというタイトなスケジュールで行われました。しかし、新病院稼働後も、大きなシステムのトラブルはなく、新規導入したシステム（内線用スマートフォンやポータルシステム等）の使用法の問い合わせが主な対応であったため、移転事業は成功を収めたと言えるでしょう。

【展望】新病院が稼働して4カ月が経過し、リハーサルや運用検討会では見えなかった問題点等も見えてきました。それらの問題点の改善や、2年後に迎える電子カルテ更新時に、今回の移転事業で対応できなかった点をどのように対応していくかということが、今後の課題です。